四　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

五　前各号に掲げるもののほか、当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

（異常気象等時特定船舶において情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の六　法第三十三条第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合

二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合

三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行つている場合

（異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告）

第二十三条の七　法第三十四条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第七節　指定海域における措置

（指定海域への入域に関する通報）

第二十三条の八　法第三十六条の規定による通報は、指定海域に入域しようとする船舶が当該指定海域と他の海域との境界線を横切る時に、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。ただし、当該船舶が船舶自動識別装置を備えている場合において、当該船舶自動識別装置を作動させているときは、この限りでない。

２　法第三十六条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（簡易型船舶自動識別装置を備える船舶にあつては、当該簡易型船舶自動識別装置により送信される事項以外の事項に限る。）とする。

一～五　（略）

（非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の九　法第三十八条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

２　法第三十八条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～五　（略）

（非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の十　法第三十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（許可を要しない行為）

第二十四条　法第四十条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

（許可の申請）

第二十五条　法第四十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一～七　（略）

（新設）

（新設）

第六節　指定海域における措置

（指定海域への入域に関する通報）

第二十三条の五　法第三十二条の規定による通報は、指定海域に入域しようとする船舶が当該指定海域と他の海域との境界線を横切る時に、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。ただし、当該船舶が船舶自動識別装置を備えている場合において、当該船舶自動識別装置を作動させているときは、この限りでない。

２　法第三十二条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（簡易型船舶自動識別装置を備える船舶にあつては、当該簡易型船舶自動識別装置により送信される事項以外の事項に限る。）とする。

一～五　（略）

（非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の六　法第三十四条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

２　法第三十四条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～五　（略）

（非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の七　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（許可を要しない行為）

第二十四条　法第三十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

（許可の申請）

第二十五条　法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一～七　（略）